（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（損失補償の申請） **第五条**　法第十四条第一項の規定により損失補償の申請をしようとする者は、補償されるべき損失の内容を説明する参考資料を添付して、損失補償申請書を提出しなければならない。 ２　［略］ **様式第一号（第五条関係）** 損失補償申請書 年　月　日 申請者の住所 氏名 （名称） 防衛大臣　殿 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第十四条第一項の規定により左記のとおり損失補償を申請いたします。 記 一　事業の種類 二　損失の原因となった自衛隊の行為 三　損失を受けた区域及び期間　区域　期間　年　月　日から　年　月　日まで 四　事業経営阻害の状態 五　損失を受けた期間に相当する期間における平年の事業経営上の所得額 六　損失を受けた期間中の事業経営上の所得額 七　補償を受けようとする額 八　その他参考となる事項 備考 一　「損失を受けた期間に相当する期間における平年の事業経営上の所得額」は、損失を受けた日の属する年の前三年以上の間の当該区域における平均収穫数量等を基準とし、損失を受けた時の価格により算出するものとする。 二　「所得額」とは、粗収入額から経営費を差し引いた額とする。 三　「所得額」を証明するための資料及びその他の事項を証明し、又は説明するために必要な参考資料を添付すること。	（損失補償の申請） **第五条**　法第十四条第一項の規定により損失補償の申請をしようとする者は、補償されるべき損失の内容を説明する参考資料を添付して、損失補償申請書正副各一通を提出しなければならない。 ２　［同上］ **様式第一号（第五条関係）** 損失補償申請書 年　月　日 申請者の住所 氏名　㊞ （名称） 防衛大臣　殿 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第十四条第一項の規定により左記のとおり損失補償を申請いたします。 記 一　事業の種類 二　損失の原因となった自衛隊の行為 三　損失を受けた区域及び期間　区域　期間　年　月　日から　年　月　日まで 四　事業経営阻害の状態 五　損失を受けた期間に相当する期間における平年の事業経営上の所得額 六　損失を受けた期間中の事業経営上の所得額 七　補償を受けようとする額 八　その他参考となる事項 備考 一　「損失を受けた期間に相当する期間における平年の事業経営上の所得額」は、損失を受けた日の属する年の前三年以上の間の当該区域における平均収穫数量等を基準とし、損失を受けた時の価格により算出するものとする。 二　「所得額」とは、粗収入額から経営費を差し引いた額とする。 三　「所得額」を証明するための資料及びその他の事項を証明し、又は説明するために必要な参考資料を添付すること。